

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月15日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イに次のように加える。

(エ)(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の資格があると人事委員会が認める者
別表第3 1備考以外の部分中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)